

「地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る促進区域を市町村が定める際の環境配慮基準（素案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）の改正（2022（令和4）年4月施行）により、地方公共団体実行計画制度が拡充され、地域の環境保全や課題解決に貢献する再生可能エネルギーの導入を図る「地域脱炭素化促進事業」制度が創設されました。

改正法において、市町村は、地方公共団体実行計画において「地域脱炭素化促進事業」の目標や、対象となる区域（以下「促進区域」という。）等の「地域脱炭素化促進事業」の促進に関する事項を定めるよう努めることとされ、事業者等による地域脱炭素化促進の実施に関する計画の認定を行う仕組みとされています。

この促進区域の設定に当たっては、法施行規則（以下「規則」という。）で定める基準に従うこととされているほか、都道府県が、地域の自然的社会的条件に応じ環境の保全に配慮し定めることができる促進区域の設定に関する基準（以下、「環境配慮基準」という。）に従うこととされています。

県では、脱炭素社会の実現に向け、市町村が地域脱炭素化促進事業制度をより円滑に進められるよう、本県における環境配慮基準を策定することとしました。

については、本基準案に対する県民の皆様からの御意見を、次のとおり募集します。

1 名称

「地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る促進区域を市町村が定める際の環境配慮基準（素案）」

2 意見の提出期間

令和6年1月15日（月）から令和6年2月14日（水）まで（必着）

3 関係資料の閲覧方法

（1）閲覧場所

秋田県生活環境部温暖化対策課（県庁本庁舎5階）

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

美の国あきたネット（<https://www.pref.akita.lg.jp>）温暖化対策課ページ

（2）閲覧時間（美の国あきたネットを除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 意見の提出方法

郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

様式は任意です。参考として「意見書様式」を添付しますので、ダウンロードしてお使いください。

5 意見の提出先

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

〔郵便〕 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

〔FAX〕 018-860-3881

〔電子メール〕 en-ondanka@pref.akita.lg.jp

6 意見提出の際の留意事項

いずれの方法による提出の場合も、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります。なお、電話や口頭での意見の受付はいたしませんので、御了承ください。

7 提出された意見の公表

提出いただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。

なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

8 問い合わせ先

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

電話 018-860-1573

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）